平成２３年（フ）第６２号
山口県周南市孝田町８番13号、前住所山口県周南市新清光台４丁目７番６号
債務者　長沼　美晴
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第３号
徳島県三好市池田町字イタノ3342番地16、住民票上の住所徳島県三好市東祖谷久保726番地
債務者　森下　順二
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第２４７号
北九州市八幡西区山寺町12番３―201号
債務者　和泉　恭子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２７４号
福岡県中間市太賀１丁目32番11号
債務者　渡邉　　徹
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２７６号
福岡県中間市松ヶ岡５番17―105号
債務者　藤村　幸子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１９０号
岩手県花巻市大迫町大迫第７地割15番地、住民票上の住所盛岡市加賀野４丁目３番39号
債務者　藤原　玲子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第８３号
福島県郡山市喜久田町堀之内字下上ノ台28番地
債務者　齊藤　友子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第９７６号
名古屋市東区筒井３丁目15番３号　小島ビル201号
債務者　西野夏実こと　朴　　夏実
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５１号
神戸市垂水区東垂水町字流田712番地の１市住８―304号
債務者　山内　典子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９４号
神戸市北区有野台４丁目20番の９
債務者　小坂　恵理
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９７号
兵庫県三木市末広２丁目５番62号　ルシェル末広207号、従前の住所兵庫県明石市大蔵谷字東山西山3781番地の26　朝霧マンションＢ―310号
債務者　関部祐一郎
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３２号
兵庫県明石市南王子町13番７号　リヴェールⅡ103号、旧住所兵庫県明石市材木町８番２号
債務者　若松　春夫
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第８４８号
愛知県春日井市神屋町2298番地396
債務者　諏訪　清実
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８５９号
愛知県瀬戸市幡野町131番地の２、住民票上の住所愛知県瀬戸市矢形町22番地　コロナハイツ２―307
債務者　インテリア金田こと　金田　光章
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９４７号
名古屋市中川区露橋１丁目21番16号　横堀ハイム102号
債務者　齊藤　勝政
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９４８号
名古屋市中川区露橋１丁目21番16号　横堀ハイム102号
債務者　川崎レイカこと　ＫＡＷＡＳＳＨＡＫＩ　ＢＲＵＮＯ　ＬＥＩＫＡ　ＡＰＡＲＥＣＩＤＡ
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部